

簡易裁判所に 「請負代金調停の申立て」をしたい方のために

1 はじめに

この用紙は、業務を請け負い、完成・引渡をしたけれど、相手が一向に支払ってくれないとか、業務の内容についてトラブルがあり代金の支払を拒まれて困っているというような場合に、代金の支払を求めたいときの調停申立書として使用できますので、この説明書及び添付の記載例を参考に作成してください。

2 申立てをする裁判所

相手方の住所地(相手方が会社なら本店や営業所のある場所)等を管轄する簡易裁判所に申し立てるのが原則です。

3 添付書類

- (1) 申立人又は相手方が会社であるときは、会社の**商業登記簿謄(抄)本**又は**資格証明書**が必要ですから、会社の所在地を管轄する**法務局**又は**その支局や出張所(登記所)**から発行してもらって、この申立書と一緒に提出してください。
- (2) その他証拠書類として請負契約書や請求書(控)などがありましたら、その写しをこの申立書と一緒に提出してください。

4 申立ての費用

費用としては、**申立手数料**と関係人の呼出しなどを郵便で行うための**郵便料金**が必要です。申立手数料は**収入印紙**、郵便料金は**郵便切手**で調停を申し立てるときに納めてください。

申立手数料の額は、[こちら](#) を参照して求めてください。

なお、簡易な一覧表は以下の郵便料金についての「こちら」から見することもできます。

郵便料金については、[こちら](#) を参照のうえ、詳しくは提出先の簡易裁判所の調停係にお尋ねください。

5 調停手続の概略

[こちら](#) を参照してください。

【記載例】

①～③については、表書きの4を参照して算出した額等を記入してください。なお、詳細は提出先の裁判所にお尋ね下さい。

②に記入した額に相当する収入印紙を貼ってください。

(割印はしないでください)

(注) □欄は、該当事項にレ点を付すか、又は、■に反転させる。

調停事項の価額	①	円	係印		民事一般
ちょう用印紙	②	円			
予納郵便切手	③	円			
(請負代金)					
調停申立書					
千葉 簡易裁判所 御中					
受付印					
作成年月日	平成 26 年 00 月 00 日				
フリガナ 申立人	住所 (〒 000 - 0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
	送達場所等の届出 (〒 -) (電話 - -) <input checked="" type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり				
	氏名 (会社名・代表者名) (電話 000 - 000 - 0000) コウノタロウ 甲野太郎				
フリガナ 相手方	住所 (所在地) (〒 000 - 0000) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号				
	氏名 (会社名・代表者名) (電話 000 - 000 - 0000) オツノジロウ 乙野次郎				
申立て の趣旨	相手方は、申立人に対してつぎの金員を支払うこと				
	①	請負代金(□残金)	80万		
紛争の要点	②	損害金	平成 00年 4 月 1 日から		
			年 6パーセント	の割合の金員	
後記記載のとおり					

相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。

あなたの住所、氏名を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。
申立人が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書いた上、代表者の認印を押してください。

郵便物の送付先を記入してください。
住所以外の場所(勤務先等)への連絡を希望する方はその電話番号も併記してください。

相手方の住所、氏名を書いてください。
相手方が会社であるときは、商業登記簿謄(抄)本を見て、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書いてください。

相手方に請求する金額を書いてください。

支払期日の翌日を書いてください。

遅延損害金の利率を書いてください。商取引による場合は年6%、それ以外は年5%ですが、特別の約束がある場合は、その利率を書いてください。

上記のとおり調停を求めます。

紛争の要点（下記のとおり）

1 申立人の職業・営業
建築業

あなた(申立人)の職業・営業等を書いてください。

2 別紙のとおり請負契約を締結した。

別紙に 請け負った職務の内容・請負代金・既払額・引渡日等を書いてください。

請負代金額	支払済みの額	残 額
120万 円	40万 円 (最後に支払った日 平成 ××年 △月 □日)	80万円

3 引き渡した日, 又は仕事を完成した日 (平成 年 月 日)の経過

複数の請負契約がある場合には, 最終の日を記載してください。

4 その他参考事項 (相手方が代金を支払ってくれない事情等)

添付書類

契約書写し

通

商業登記簿謄(抄)本

通

証拠書類となる請負契約書などがありましたら, 申立書にその写しを添付してください。

相手方が会社の場合には, その会社の商業登記簿謄(抄)本を提出してください。

調停申立時に必要な収入印紙と郵便切手

〈特定調停以外〉

千葉簡易裁判所

※ 収入印紙

表の見方 例：20万円請求 → 1,000円 / 25万円請求 → 1,500円

調停事項の額	収入印紙(手数料)	調停事項の額	収入印紙(手数料)	調停事項の額	収入印紙(手数料)
10万	500	320万	10,500	1,100万	26,200
20万	1,000	340万	11,000	1,200万	27,400
30万	1,500	360万	11,500	1,300万	28,600
40万	2,000	380万	12,000	1,400万	29,800
50万	2,500	400万	12,500	1,500万	31,000
60万	3,000	420万	13,000	1,600万	32,200
70万	3,500	440万	13,500	1,700万	33,400
80万	4,000	460万	14,000	1,800万	34,600
90万	4,500	480万	14,500	1,900万	35,800
100万	5,000	500万	15,000	2,000万	37,000
120万	5,500	550万	16,000	2,100万	38,200
140万	6,000	600万	17,000	2,200万	39,400
160万	6,500	650万	18,000	2,300万	40,600
180万	7,000	700万	19,000	2,400万	41,800
200万	7,500	750万	20,000	2,500万	43,000
220万	8,000	800万	21,000	2,600万	44,200
240万	8,500	850万	22,000	2,700万	45,400
260万	9,000	900万	23,000	2,800万	46,600
280万	9,500	950万	24,000	2,900万	47,800
300万	10,000	1,000万	25,000	3,000万	49,000

※ 調停事項の価額が3,000万円を超える場合については、係の者にお尋ねください。

※ 郵便切手

申立人の数 + 相手方の数	郵便切手額 (合計額)	内 訳				
		500円	82円	50円	10円	1円
2人	2,648円	4枚	4枚	4枚	10枚	20枚
3人	3,932円	6枚	6枚	6枚	10枚	40枚
4人	5,206円	8枚	8枚	8枚	10枚	50枚
5人	6,470円	10枚	10枚	10枚	10枚	50枚
6人	7,734円	12枚	12枚	12枚	10枚	50枚

※ 申立人の数+相手方の数が6人以上になる場合については、係の者にお尋ねください。